

## 田辺市弁慶広場をご利用ください！

一般の団体や個人業者も弁慶広場の利用ができるようになりました

### 概略図



### 使用目的

#### 【有料】

- ◇物品の販売、食材の提供等その他利益を目的とした行為
- ◇業としての写真、映画等の撮影などをする行為
- ◇興行

|             |         |
|-------------|---------|
| 午前（8時～12時）  | 2,670 円 |
| 午後（12時～18時） | 4,010 円 |
| 夜間（18時～21時） | 2,000 円 |
| 全日（8時～21時）  | 8,680 円 |

#### ○申請に必要なもの

弁慶広場使用許可申請書、使用内容の分かる企画書等の参考資料、弁慶広場使用図面を各2部

#### ○申請の受付

毎月最初の開庁日の9時30分に管理課管理係にて3か月先の分を抽選。（以降は受付の先着順）

申請書類は使用日の1週間（7日）前までに提出してください。

詳しくは、管理課のホームページ（<http://www.city.tanabe.lg.jp/kanri/index.html>）をご覧ください。

#### 【無料】

- ◇貼り紙、貼り札などを表示する行為
- ◇ビラ、ちらしなどを配布する行為
- ◇募金、署名運動などの行為
- ◇集会、展示会などの催しのために利用する行為



■問合せ：管理課 管理係 ☎ 0739-26-9966

編集・発行 田辺市企画広報課



〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1  
☎ 0739(26)9966 FAX 0739(26)5610  
メール kikaku@city.tanabe.lg.jp



ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>



アツ〜い夏に  
この一杯！  
特集



02 目次・特集「アツ〜い夏にこの一杯！」

08 トップニュース  
職員採用試験を実施します／防災訓練（B 地区）を実施します ほか

14 情報ボックス  
「お口の健康」についての講演会を開催します／医療費助成制度のお知らせ ほか

20 相談日程等

22 みんなの広場

26 みんなの彩時記  
夏だ！海だ！みんな一緒に楽しもう／いろいろな文化を楽しみながら友達に♪ ほか



今月の表紙写真

今月の表紙は、ビーチサイドドルフィン in 扇ヶ浜のスタッフです。暑い中での作業後に心と体を癒すために海の家でビールで乾杯です。

紙面で使用するマーク等の説明

|            |            |
|------------|------------|
| 日…日付・期間    | 冠…定員       |
| 時…時間       | 料…料金・費用    |
| 休…休館日      | 持…持ち物      |
| 場…場所       | 申…申込み・申請方法 |
| 集…集合       | 問…問合せ      |
| 内…内容       | [消印]…消印有効  |
| 対…対象・参加資格等 | [先着]…先着順   |

◇☎マークには、振替休日等も含まれます。  
◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。  
◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、☎を除く月～金の 8 時 30 分～17 時 15 分です。毎週☎は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を 19 時まで延長しています。



暑い夏ということでビールが飲みたくなる時期ですね。  
仕事終わりに、夕食時に、お風呂上りに……。そんな時に飲む一杯は良いですね。ビールの「喉ごし」・「爽快感」・「コク」など飲む人によって求めるビール、味わい方も変わります。今月号では、ビールに使われる原材料やクラフトビールについて、また、健康面や注意事項を紹介しています。  
この夏、健康に気を付けながら美味しくビールを味わってください。  
参照…◇ビール酒造組合  
http://www.brewers.or.jp/  
◇国税庁  
http://www.nta.go.jp/taxes/sake/shiori-gaiyo/shiori/2018/index.htm

ビール、飲んでいますか？

ビールは世界中で愛飲されています。平成28年の世界総消費量は、1億8689万ℓ。地域別(表①)に見るとアジアが6336.2万ℓ(全体の33.9%)で、世界一の消費量を誇っています。さらに国別(表②)で見えていくと、日本は525.1万ℓ、10年連続で7位となっています。

日本の酒税について

酒税とは、酒税法に基づき課される間接税です。「発泡性酒類」「醸造酒類」「蒸留酒類」及び「混成酒類」の4種類に分類されています。それぞれ1ℓ当たりで課税されており、ビールは1ℓ当たり22万円です。(出典：国税庁「酒のしおり」酒税率一覧表)

ビールはどのくらい売れている？

近年、消費数量は減っているものの、表③を見ると様々な酒類より飛びぬけて多い数量であることが分かります。昔からビールの消費量は他の酒類と比べ圧倒的に多かったですが、今もそれは変わっていません。

近年の市場の動向

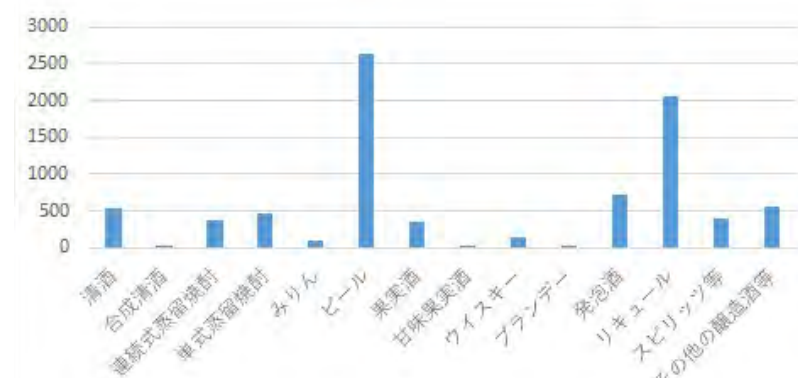
ビールの製造量は安定的に増え続けています。これは消費者の嗜好の多様化・個性化や女性の飲酒人口の増大に対応して、各種の新商品の発売を含め商品対策の活発な展開や、ビールをいつでも新鮮な状態で流通させるための取組をはじめとする一層の品質向上努力により、健康的な低アルコール飲料であるビールの特性が消費者に幅広く支持されたことによるものと考えられます。

最近のビール工場は、消費者の方々が楽しく分りやすく見学できるような工夫がされ、また外国ブランドビールの国内ライセン生産を行っている工場もあり、国際的な広がりも出てきています。

▼平成 28 年 国別ビール消費量 (表②)

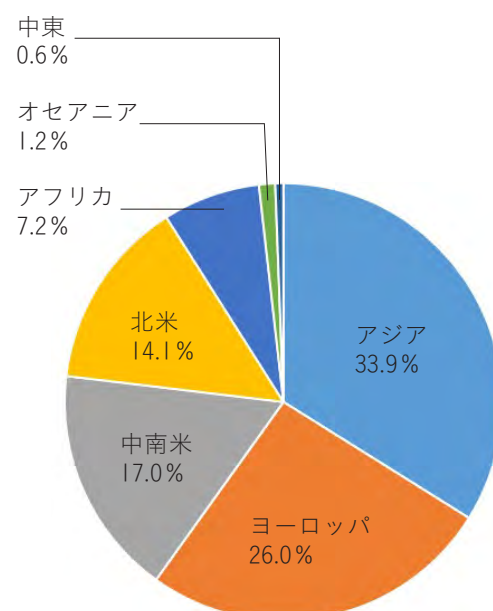
| 順位 | 国名   | 総消費量 (万ℓ) | 国別構成比 (%) | 対前年増加率 (%) |
|----|------|-----------|-----------|------------|
| 1  | 中国   | 4,177.2   | 22.4      | -3.4       |
| 2  | アメリカ | 2,424.5   | 13.0      | 0.6        |
| 3  | ブラジル | 1,265.4   | 6.8       | -2.7       |
| 4  | ドイツ  | 841.2     | 4.5       | -0.5       |
| 5  | ロシア  | 840.5     | 4.5       | -1.8       |
| 6  | メキシコ | 798.8     | 4.3       | 8.4        |
| 7  | 日本   | 525.1     | 2.8       | -2.4       |
| 8  | イギリス | 437.3     | 2.3       | -0.9       |
| 9  | ベトナム | 411.7     | 2.2       | 7.4        |
| 10 | スペイン | 390.9     | 2.1       | 2.3        |

▼平成 28 年 酒類販売(消費)数量(表③)(単位:千ℓ)



(出典：国税庁ホームページ「酒のしおり」酒類販売(消費)数量の推移)

▼平成 28 年 地域別ビール消費量 (表①)







## クラフトビール醸造者

## ビールとは

ビールの誕生は、紀元前8000〜4000年まで遡るといわれ、語源は、ゲルマン語で穀物を意味する「ベオレ」からきたといわれています。どちらも諸説ありますが、文明とともに古くから人々に親しまれていたようです。

### ビールの原料

日本のビールの原料は、酒税法により、麦芽・ホップ・水のほかに副原料として、米・とうもろこし（コーン）・でんぷん（スターチ）・糖類等を使用することができます。なお、副原料が麦芽量の半分を超えると、ビールではなく発泡酒となります。

### 特色を出すホップ

ホップは多年生、雌雄異株のつる性の植物です。ホップの重要な役割は次の4点があります。

- ◇独特な芳香と爽快な苦味を与える
- ◇麦汁の過剰なたんぱく質を沈殿・分離させ、ビールを清く澄んだものにする
- ◇雑菌の繁殖を抑え、ビールの腐敗を防ぐ
- ◇ビールの泡もちをよりよくする

### 品質を左右する水

醸造用水はビールの品質に大きな影響を与えるだけに、適質の水が得られることが工場の立地を決める際の重要な条件となっています。それだけに水質条件も厳しく、成分だけでなく無色・透明・無味・無臭で、生物的に汚染されていないことも要求されます。一般的に淡色ビール（日本の普通のビール）には、カルシウム・マグネシウム・炭酸塩の含有量が比較的少ない軟水が適し、濃色ビールには硬水がよいとされています。

### バランスを整える副原料

米・スターチは優れたでんぷん原料で、濁りの原因になるたんぱく質が少ないという特徴があります。副原料を使うと、たんぱく質やアミノ酸などの少ないすっきりとした味わいのあるビールとなります。一方、副原料を使わないビールは、麦芽の特徴が強く出た味わいのあるビールとなります。

クラフトビールという言葉聞いたことはありますか。日本各地に約300件ある小規模醸造所で造られており、田辺市にも1件だけ醸造所があります。今回この会社を立ち上げ、クラフトビール造りに従事している真鍋公二さんにお話を伺ってきました。

### 田辺にクラフトビールを

22年前から白浜でビールを兄弟で造っていました。自分の求めているビールを造りたいという思いから、3年前にこの会社を立ち上げました。当時、アメリカではクラフトビール醸造所が4000件ありましたが、今では9000件と大幅に増えています。特にオレゴン州ポートランドはクラフトビールに特化した街で、とても需要は高まっています。

そのような中、田辺市は近畿地方の市町村の中では一番大きな面積を有しながら、クラフトビールの造り手がないということから、ビール造りの拠点としました。

### 本格的なビールを目指す

クラフトビールの醸造所は、和歌山県では当社を入れて5件。な

かなかビール醸造者が増えない理由の一つとして、免許の取得がかなり難しいということがあります。事務・製造能力はもちろん、膨大な申請書を提出し、認可が下りるまでの審査項目は多岐に渡ります。

市場は少ないですが、「クラフト」＝「手作り」という意味で、親しみやすく身近に感じてもらえると思います。当社の2階からは製造設備全体が見渡せ、料理を持ち込んでもいい自由な空間です。中には仕事の商談やパソコンで作業している方もいます。もちろん1階にはカウンターがあるので、出来立てのビールを楽しんでいただけます。

クラフトビールは、全国的にも多くありますが、そのほとんどが地元の名前や食材とのコラボをした地域色の強いものです。当社で造っているビールはそうした地域色のものでなく、まずは本格的なビールとしてのブランドを作り上げることを目指しています。

出荷はほぼ全国にしており、各地で行われているビールイベントにも参加しています。そのおかげで県内だけではなく、県外から訪れるお客さんもいます。



クラフトビール醸造所  
真鍋 公二さん

より多くの人に  
今はとにかく継続すること。いろいろな方にお世話になり、支えがあつて今の会社があります。ビール造り・ブランド作りは予定どおり進んでいます。また、ビールイベントに加えて工場見学も考えています。後はただ売っているか。継続することで田辺にクラフトビールがあるということを、もつと多くの人に知ってもらえると思います。自分たちの取組が、いざ田辺市のまちづくりの一つの資源となるよう、つながっていかばうれしいですね。

## ビールの種類

製法によって、上面発酵（エール）・下面発酵（ラガー）・自然発酵の3種に大別されます。

### エール

フルーティーな香りがして、コクがあり味わい深い。エール（Ale）はイギリスで発祥したビールで、上面発酵の総称としても使われている。

### ラガー

すっきりとした切れ味で喉越しが良い。チェコが発祥のピルスナー（Pilsner）は、世界中に最も普及しており、日本で販売されているビールの大半を占める。

### 自然発酵

人工的な酵母ではなく、自然にある酵母を使用。独特な酸味や香りがある。ランビック（Lambic）はベルギーを代表する伝統的なビール。







おいしくビールを飲むために

**おすすめおつまみ**  
 ポイントは、まず野菜、後からたんぱく質を取ること。  
 ◆野菜の煮つけ 不足しがちなビタミンをたっぷりとる。  
 ◆枝豆 アルコールの分解を助け、肝臓の負担を減らす。  
 ◆冷奴 肝臓の再生を助け、必須アミノ酸、たんぱく質が豊富。  
 ◆白身魚やいかの刺身 タウリンが豊富。アルコールの分解を助ける。  
 ◆焼き鳥 低脂肪、高タンパク質、ビタミンAも豊富。

アルコールが体に及ぼす影響

お酒は飲み方によって食欲を増進させたり、ストレスを解消したり、少量のアルコールは、心筋梗塞などの循環器疾病を予防します。しかし、飲みすぎると肝臓や胃腸などに負担を掛けてしまいます。「どうしてもビールが飲みたい!」という方は、ノンアルコールビールもありますので、そちらを飲んでみるのはいかがでしょうか。

**アルコールと病気の関係**

◆1日当たりの純アルコール摂取量が20g(ビール500ml程度)以上になると、がん発症率が上昇します。

◆1日当たりの純アルコール摂取量が60g(ビール1500ml程度)以上になると尿酸値が上がり、痛風になりやすくなります。

◆男性は1日の純アルコール摂取量が40g(ビール1000ml程度)以上になると段階的に肝機能障害の割合が増えます。

◆血圧は、アルコールの種類を問わず飲めば飲むほど上昇します。特に大量の飲酒は、血圧を上げると同時に血液を固まりにくくするので、出血性脳卒中の原因となります。

**お酒と上手に付き合う方法**

◆ゆったりとした気分楽しく飲む  
 適量は、通常のアルコール代謝能力を持った日本人では1日平均純アルコール量で約20g(ビール500ml程度)とされています。(女性や高齢者はこの半分と言われています。)

◆週に2日は休肝日を設ける  
 連日の飲酒は、肝臓が休む暇がなく、機能の低下を招きかねません。できれば連続して肝臓を休ませるようにしましょう。

◆たばこは厳禁  
 飲酒中の喫煙は、アルコールでニコチンが溶けやすくなります。また、血管の収縮が早くなつて動脈硬化を促進します。

◆0時以降はお酒を飲まない  
 ビール500ml程度を分解するのに約3〜4時間かかるので、深夜までお酒を飲むと翌日も体内にお酒が残った状態になりかねません。

◆おつまみを食べながら飲む  
 おつまみを食べると胃腸の粘膜に食物が附着して層を作るため、胃への負担を減らします。また、おつまみなしで飲む場合に比べ、お酒を飲むペースが落ちるため、飲みすぎ防止にもなります。

様々なビールを楽しんでください♪

田辺商工会議所  
尾崎 弘和 さん

ビールは原材料が違えば味が違うのはもちろん、同じビールでも一緒に食べる料理や温度、時間など様々な条件で味が変わります。特に私がお勧めしたいのは、工場で飲むビール! やはりできたて新鮮のものは格別おいしいです。そんなビールが田辺で飲むことができます。製造タンクを見ながらビールを飲むことができるなんて、ビール好きにはたまらないですね。また、田辺オリジナルのビールは、贈り物にもとても喜ばれています。

是非皆さんも、地元のビールを味わったり、様々なビールと料理の組み合わせなどを楽しんで、暑い夏を乗り切ってください。



**■必ず守ってください!**  
 ◇飲酒運転はやめましょう  
 ◇未成年・妊娠中・服薬中は、飲酒はやめましょう  
 ◇楽しく他人に迷惑をかけないように飲みましょう

| 食品の種類<br>(一部抜粋)                                           | プリン体含有量<br>(mg/100g) |
|-----------------------------------------------------------|----------------------|
| ごはん・じゃがいも・牛乳・鶏卵・ウインナーソーセージ・キャベツ・果物・サラダ油・のり・豆腐・酢・コーヒー・ゼラチン | 0～25                 |
| うなぎ・豚バラ・ベーコン・大納言あずき・ほうれん草・そば粉                             | 26～50                |
| まぐろ・いさき・あさり・豚もも・鶏もも・納豆・ひらたけ                               | 51～75                |
| かつお・まいわし・するめいか・さんま干物・牛心臓・大豆                               | 76～100               |
| 大正えび・おきあみ・まあじ干物・豚肝臓                                       | 101～125              |
| まいわし干物・かつお節・煮干・鶏肝臓・干しいたけ                                  | 126～500              |

**■「プリン体」って何だろう?**  
 「プリン体」とは、穀物・肉・魚・野菜など食物全般に含まれる成分です。人の体内でも生成・分解されています。

**■プリン体と痛風の関係**  
 通常、プリン体は分解されて尿酸に変化し体外に排出されますが、尿酸量が排出能力を超え、体内に蓄積されると痛風の原因になるといわれています。

ビールに含まれているプリン体は実はそれほど多くはありません(100ml当たり3.3～8.4mg)が、おつまみの食べ合わせが悪ければ過剰摂取につながります。最近ではプリン体ゼロのビールも発売されているので、それを選ぶのも一つです。



| 試験区分                  | 採用予定人数 | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般事務職Ⅰ種<br>(大学卒業程度)   | 14名程度  | 昭和58年4月2日～平成9年4月1日の間に生まれた方<br>ただし、飛び級入学等により大学を卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方は、平成9年4月2日以降に生まれた方でも受験することができます。                                                                                                                                     |
| 一般事務職Ⅱ種<br>(高等学校卒業程度) | 5名程度   | 平成元年4月2日～平成13年4月1日の間に生まれた方<br>ただし、次のア又はイに該当する方については受験できません。<br>ア 大学(短期大学を除く。)を卒業した方や平成31年3月末日までに卒業見込みの方等、平成31年3月末日現在で大学における在籍期間が通算して3年を超える方<br>イ 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える方等、アと同等であると認める方<br>※在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいいます。 |
| 一般事務職Ⅲ種<br>(身体障害者対象)  | 1名程度   | 昭和58年4月2日～平成13年4月1日の間に生まれた方で、次のア及びイに該当する方<br>ア 身体障害者手帳の交付を受け、自力(車椅子等を含む。)により通勤ができ、かつ、介護者なしに週38時間45分の職務が可能な方<br>イ 活字印刷文(文字の大きさは11ポイント程度)による出題及び口頭による面接試験に対応できる方                                                                               |
| 土木技術職                 | 2名程度   | 平成元年4月2日～平成13年4月1日の間に生まれた方で、土木設計技術を習得するための専門課程を卒業した方又は平成31年3月末日までに卒業見込みの方                                                                                                                                                                    |
| 保育士                   | 3名程度   | 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格を有する方又は平成31年3月末日までに保育士資格を取得見込みの方                                                                                                                                                                                     |
| 幼稚園教諭                 | 1名程度   | 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭免許を有する方又は平成31年3月末日までに幼稚園教諭免許を取得見込みの方                                                                                                                                                                                 |
| 保健師                   | 1名程度   | 昭和54年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方又は平成31年3月末日までに行われる国家試験により保健師免許を取得見込みの方                                                                                                                                                                          |
| 消防職                   | 4名程度   | 平成6年4月2日～平成13年4月1日の間に生まれた方又は平成3年4月2日以降に生まれた方で救急救命士免許を有する方                                                                                                                                                                                    |

職員採用試験を実施します

問合せ 総務課 人事係 (☎ 0739-26-9916)



【試験区分ごとに左表(9ページ参照)の要件を満たす方。ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

①日本国籍を有しない方(保育士・幼稚園教諭・保健師を除く。)  
②成年被後見人又は被保佐人  
③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方  
④田辺市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方  
⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方  
※受験資格を満たさないこと(資格・免許の失効を含む。)又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。また、保育士、幼稚園教諭、保健師の資格・免許を取得見込みの方で、資格・免許を取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。

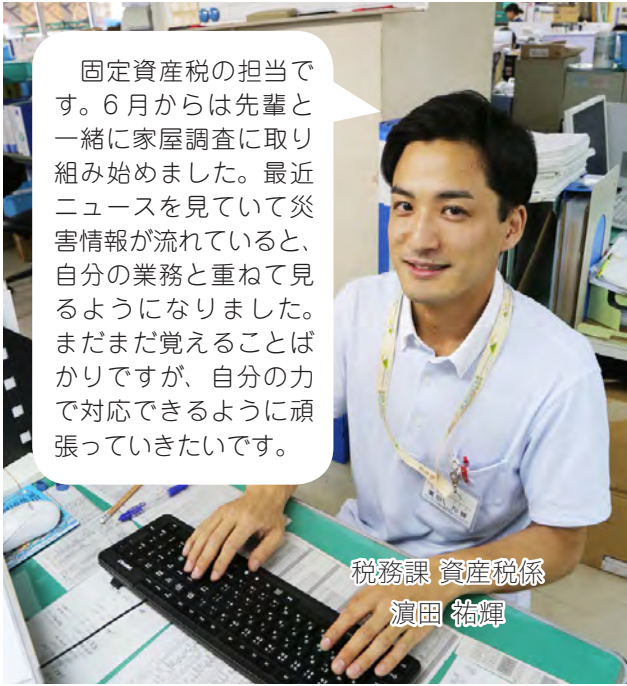
■採用時期 平成31年4月1日  
【第一次試験(こぐま)】  
日時 9月16日(日) 9時30分～  
場 所 陽紀南文化会館・本庁舎(新屋敷町1)

敷町1)

■申込受付期間  
8月1日(水)～15日(水)  
■申込書の配布場所  
本庁舎受付(本庁舎2階)・総務課(本庁舎3階)・福祉課(市民総合センター2階)・各行政局総務課(19ページ参照)・田辺消防署・各分署  
※ホームページからも取得できます。  
※郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、92円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、左記へ請求してください。  
■採用試験PR動画について  
動画サイト(YouTube)にて公開しています。昨年作成の動画を事務職編、本年作成の動画を専門職編として、掲載しています。平成30年度までに採用された職員が、それぞれの業務内容や仕事のやりがいについて紹介していますので、是非ご覧ください。(ホームページからご覧いただけます。)  
■申込み受付場所  
〒646-8545 新屋敷町1  
総務課 人事係  
☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/>

【職員紹介】

採用1年目の職員に、担当業務の内容や今後の抱負等についてインタビューしました。





## 防災訓練（B地区）を実施します

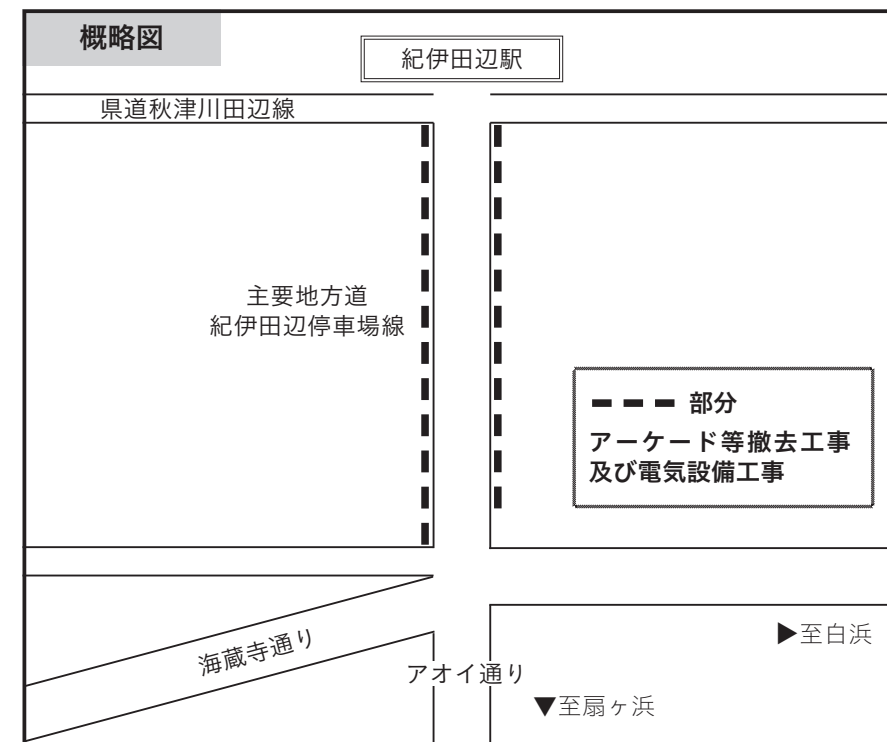
問合せ 防災まちづくり課 地域防災係（☎ 0739-26-9976）

- 対象地区・日時
- ◇田辺地域 9月2日⑩ 9時開始（荒天等で中止の場合は8時に放送を行います。）
- ◇龍神・中辺路・大塔地域 9月2日⑩ 8時開始（荒天等で中止の場合は7時に放送を行います。）
- ◇本宮地域 9月2日⑩ 9時10分開始（荒天等で中止の場合は8時10分に放送を行います。）
- ※各地域とも中止の場合は、9月9日⑩に延期します。
- 対象地域（B地区）
- ◇田辺地域 ・秋津谷地区（稲成町・むつみ・秋津町・上秋津・秋津川）
- ・三栖谷地区（万呂・万呂小泉・三栖・長野・城山台）
- ◇龍神地域 ・龍神地区（龍神上・龍神下・小又川・湯ノ又・三ツ又・上廣井原・下廣井原）
- ◇中辺路地域 ・二川地区（高原・川合・温川・小松原・大川・福定）
- ◇大塔地域 ・富里地区（竹西・上野・中ノ番・下川上・和田・平瀬）

- ◇本宮地域 ・本宮地区（上町中村地・上地・本町岩田地）
- 訓練内容
- ◇避難訓練 上記時間に訓練を開始します。
- サイレンや防災放送を合図に訓練を開始します。で、家族や自主防災会等で決めている避難場所へ避難してください。なお、田辺地域では避難訓練の際にFM TANA BEが訓練放送を流しますので、携帯ラジオをお持ちの方は、是非ご活用ください。
- また、各体験訓練会場では、避難者数の集計を行いますのでご協力をお願いします。
- ◇体験訓練 8時30分頃（龍神・中辺路・大塔）、9時30分頃（田辺）、9時40分頃（本宮）から各訓練会場で、消火・救急訓練など、各種体験訓練を行います。
- 体験訓練の会場について 地域ごとに、チラシ等で事前に訓練会場をお知らせします。

## 田辺駅前商店街外観修景整備事業に係るアーケード等撤去工事を行っています

問合せ 商工振興課 商工労政係（☎ 0739-26-9970）



■工事期間 7月9日⑩～平成31年1月末（予定）

※8月7日⑩～16日⑩、12月22日⑩～平成31年1月6日⑩は休工します。

■場所 田辺駅前商店街（左図参照）

■現在、田辺駅前商店街アーケード等撤去工事及び電気設備工事を施工しています。アーケード撤去工事の際、施工箇所は足場を組み養生シートを設置しますが、各店舗前に通路を設けていますので、通行は可能であり、店舗も通常通り営業しています。近隣住民の方々とび通行される方々には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご協力の程よろしくお願ひします。

## 田辺市健康づくり計画「元気たなべ」2013 修正計画（案）について皆さんのご意見をお聞かせください

問合せ 健康増進課 健康管理係（☎ 0739-26-4901）



- 市では、国の「健康日本21」計画に基づく田辺市健康づくり計画「元気たなべ」2013を策定し、各種事業を実施しています。今年度、本計画の中間評価を行い、修正計画（案）の策定作業を進めています。
- 募集期間 8月13日⑩～9月13日⑩
- 提出方法 所定の様式（備付け場所に設置）に住居氏名・年齢を記入の上、各提出先へ直接お持ちいただくか、郵送又はFAX・Eメールで提出してください。ご意見の内容については、その理由もお書き添えください。なお、電話での受付は行っていません。
- 提出できる方 次のいずれかに該当する方
- ◇市内に住所を有する方
  - ◇市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ◇市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
  - ◇市内に存する学校に在学する方
  - ◇前各号に掲げる方のほか、パブリックコメント手

- 継続に係る事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
- 備付け場所・提出先
- ◇健康増進課 健康管理係（市民総合センター2階）〒646-0028 高雄一丁目23-1
- ☎ 0739（26）4911
- ✉ kenkou@city.tanabe.lg.jp
- <http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/index.html>
- ◇各行政局 住民福祉課 19ページ参照
- ※郵送を希望される場合は、上記へご連絡ください。
- 意見の公表 いただいたご意見等の概要及びこれに対する市の考え方について、ホームページを通じて公表します。ただし、一人ひとりのご意見に対して市の考え方を示すものではありませんのでご了承ください。
- 公表に当たっての個人情報保護の取扱い 「田辺市個人情報保護条例」に基づき、個人情報保護の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容は掲載しません。

## 和歌山大学南紀熊野サテライト後期受講生を募集します

問合せ 下記参照



- 和歌山大学では、県立情報交流センターBig・U内に当地域の高等教育拠点として「南紀熊野サテライト」を開設し、大学院授業と学部開放授業の開講や地域連携・産学官連携活動などを行っています。
- 市も県及び紀南地域の各市町村とともに「和歌山大学南紀熊野サテライト連携協議会」として、南紀熊野サテライトが実施する活動への支援を実施しています。
- また、市を含む紀南地域の教育や観光、まちづくりなどの各分野で、専門的な視点から助言等をいただくなど、南紀熊野サテライトを通じて和歌山大学との連携にも積極的に取り組んでいます。
- こうした中、平成30年度後期受講生を次のとおり募集します。
- 後期受講生募集
- 10月～平成31年2月の⑩夜間及び⑩に順次開催
- ◇大学院授業 2科目（定員各10名）
- ①現代の相続に関するさまざまな問題

- ②暮らしの中の計測と制御の技術
- ◇学部開放授業 4科目（定員各30名程度）
- ③生老病死の哲学—今、有吉佐和子を読み直す
- ④世界農業遺産（定員15～20名）
- ⑤熊野郷土学D—郷土学からの地域振興—
- ⑥地域づくり戦略論D（定員20名）
- 申込締切日
- ◇大学院授業 8月31日⑩
- ◇学部開放授業 9月13日⑩
- ※科目や受講申込み等について、詳しくは南紀熊野サテライトホームページをご覧ください。
- お問い合わせください。
- 和歌山大学南紀熊野サテライトオフィス
- ☎ 0739（26）3977
- （10時～17時開室・⑩⑪⑫休み）
- <http://www.wakayama-u.ac.jp/nanki-kumano>



## 熊楠をもっと知ろう！ シリーズ第41回 シンポジウム「南方熊楠展を振り返る」を開催します

問合せ 南方熊楠顕彰館 (☎ 0739-26-9909)



熊楠をもっと知ろう！シリーズ 第41回  
シンポジウム  
**南方熊楠展を振り返る**

2017年12月19日～2018年3月4日まで、国立科学博物館で開催された南方熊楠生誕150周年記念企画展「南方熊楠 -100年早かった智の人-」展を展示担当者が振り返るとともに、今後の展望についてディスカッションします。

**2018年  
9月8日(土)  
14:00～16:30 (終了予定)**

会場：南方熊楠顕彰館 学習室  
聴講無料／申込不要  
※当日は午後から特別企画展の観覧を中止します。  
※聴講者多数で入室できない場合、館内放送での対応となります。

**南方熊楠**  
100年早かった智の人  
MINAKATA Kumagusu  
An intelligent man at a 100 years ahead of his time

パネリスト  
熊元 剛 山崎 仁 平川 美生子 萩原 博光 安田 忠典 田村 義也  
コーディネーター  
田村 義也

第25回特別企画展  
南方熊楠 -100年早かった智の人-  
2018年7月21日～9月17日  
開館時間：10:00～17:00 (最終入館16:30)  
休 日：毎週月曜日、ただし9月17日(日)は開館  
特別協力：国立科学博物館、京都工芸繊維大学  
南方熊楠顕彰館  
MINAKATA KUMAGUSU ARCHIVES  
〒646-0238 和歌山県和歌山市東町1-1-1 5F  
TEL: 0739-26-9909 FAX: 0739-26-9913

回 9月8日(土)  
開 14時～16時30分(終了予定)  
場 南方熊楠顕彰館  
因 昨年度、南方熊楠翁生誕150周年を記念して国立科学博物館で開催した企画展「南方熊楠 -100年早かった智の人-」は18万人を超える方々にご覧いただきました。現在、南方熊楠顕彰館の特別企画展として9月17日(月)まで開催していますが、その展示担当者が展示内容を振り返るとともに、今後の展望についてディスカッションします。

◇パネリスト  
細矢剛さん(国立科学博物館)、岩崎仁さん(京都工芸繊維大学)、平川恵実子さん(四国大学)、萩原博光さん(国立科学博物館名誉研究員)、安田忠典さん(関西大学)  
◇コーディネーター  
田村義也さん(成城大学)  
※当日は午後から特別企画展の観覧を中止します。  
※聴講者多数で入室できない場合、館内放送での対応となります。

## 平成31年度市立幼稚園新入園児を募集します

問合せ 学校教育課 指導係 (☎ 0739-26-9942)



### ■通園区域

| 園名     | 基本的な通園区域     | 電話           |
|--------|--------------|--------------|
| 新庄幼稚園  | 新庄小・新庄第二小学校区 | 0739-22-3826 |
| 三栖幼稚園  | 三栖小・長野小学校区   | 0739-34-0104 |
| 上秋津幼稚園 | 上秋津小・長野小学校区  | 0739-35-0330 |
| 中芳養幼稚園 | 中芳養小学校区      | 0739-24-0510 |

### ■募集園児数

| 園名     | 4歳児 | 5歳児   |
|--------|-----|-------|
| 新庄幼稚園  | 35名 | 25名程度 |
| 三栖幼稚園  |     |       |
| 上秋津幼稚園 |     |       |
| 中芳養幼稚園 |     |       |

◇応募者が定員を上回る場合は抽選等により調整します。

◇定員に満たない場合は9月28日(金)以降も随時受け付けます。また、隣接地区やその他地区からの応募者の入園も可能です。

※幼稚園では給食を実施しています。

※希望者には「預かり保育」を行っています。平成30年度から預かり保育の時間等を拡充して実施しています。詳細は願書と併せて配布します。

■募集期間 9月3日(月)～28日(金)(平日のみ)の8時30分～16時30分  
園左表の通園区域に居住する満4歳と満5歳の幼児  
◇満4歳(平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ)  
◇満5歳(平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ)

■各市立幼稚園で9月3日(月)から配布する願書を、直接希望する園に提出してください。  
■入園決定の通知  
入園決定した方には、11月30日(金)までに「入園許可通知書」を発送します。

## 農業者年金及び農地の有効利用について

問合せ 農業委員会事務局 (☎ 0739-26-9946)



【農業者年金】  
■加入のメリット  
◇農業者は誰でも加入可  
次の①～③全てを満たす方であれば、経営主・後継者・配偶者等、誰でも加入できます。  
①国民年金第1号被保険者  
②年間60日以上農業に従事する方  
③20歳以上60歳未満  
◇保険料の自由設定  
保険料の額は自由に設定でき、いつでも見直しできます。(月額2万円～6万7000円で千円単位)  
◇税制面での優遇措置  
支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。経営主が支払った家族の保険料をまとめて控除することもできます。将来受け取る年金は公的年金等控除が適用されます。  
◇積立方式の年金 自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。  
◇終身年金 農業者年金は生涯受給できます。80歳

までに亡くなられても死亡一時金が遺族の方に支給されます。  
◇保険料の国庫補助 認定農業者等、一定の条件を満たせば補助を受けることができます。  
問◇JA紀南  
☎0739(23)3450  
◇農業委員会事務局 上記参照  
◇農業者年金基金のホームページ  
http://www.nounen.go.jp/  
【農地の有効利用】  
耕作放棄地が増加すると、雑草の繁茂やごみの投棄など周辺環境悪化が心配されます。農地所有者は、作物の栽培や草刈りなど適正な管理が原則です。  
また、農地の売買や宅地等への転用については、農地法の許可が必要です。  
農業委員会では、農地パトロールによる農地の利用状況や耕作放棄地の実態把握等有効利用を進めています。  
土地の有効利用と耕作放棄地の発生防止にご協力をお願いします。

## 第11回市民活動まつり ～がんばろう！市民活動！～を開催します

問合せ 下記参照



地域と暮らしをより良くしようとしている市民活動団体が、日頃の活動をPRし、市民活動を啓発するイベントです。  
当日は地元のゆるキャラたちが応援に駆け付けるほか、超人ガイナのトーク＆ヒーローショーも行います。是非お越しください。市民活動に触れてみてください。  
回 9月2日(日)



開 10時～15時  
場 紀南文化会館1階「展示ホール」「ホール前広場」  
因 活動紹介展示、各種物品・飲食物の販売、ガラガラ抽選会等  
問◇第11回市民活動まつり実行委員会(市民活動センター内)  
☎0739(26)9833  
◇自治振興課 市民活動係  
☎0739(26)9911

▲▲昨年の様子



「ほん(本)のひととき 自分  
のための読書タイム」を開催し  
ます

普段、家事や育児・仕事等な  
かなか自分の時間が取れない方  
へ。ちよつと一息、自分のための  
読書タイムを楽しみませんか。お  
子さんは別室でお預かりします。  
お気軽にご参加ください。  
日時 9月4日(火) 10時～12時  
場 たる

函子育て中の保護者の方  
定10組「先着」  
申 8月16日(金)から、左記へ電話で  
お申し込みください。(一時保育  
は未就学児まで、無料です。)  
関男女共同参画センター  
0739(26)4936



脳若がいり塾(認知症予防教室)  
を開催します

「健康マージャン」は、頭・指  
先を使い、会話を楽しみながら認

知症予防に取り組みます。みんな  
で楽しく脳のトレーニングを始め  
てみませんか?  
日 9月28日～12月14日の毎週(金  
(全11回)  
※10月4日、11月15日は(木)  
関 13時～15時  
場 龍神市民センター

関健康マージャン  
関認知症サポーター医による「認知  
症の理解と予防について」のお話  
と相談  
関簡単なテスト  
関毎日の取組(脳トレドリル等)  
関健康講座 等

関市に住民票がある65歳以上の方  
で、11回通して参加可能な方  
定12名「先着」  
関筆記用具・眼鏡(必要な方)  
申 8月13日(月)～9月21日(金)に、左  
記へ電話でお申し込みください。  
関龍神行政局住民福祉課  
0739(78)0820

「お口の健康」についての講演  
会を開催します

日 9月19日(水)  
関 13時30分～15時30分  
場 たるなる2階「大会議室」  
関阪神・淡路大震災を体験した歯  
科医師だからこそ伝えることがで

きる「お口の健康」の大切さ、そ  
して日頃から心掛ける「お口のケ  
ア」を、この機会に是非学んでみ  
ませんか?  
関演題 「お口の健康が命を守る  
災害現場の体験を通して歯科医  
師が伝えること」

関講師 足立了平さん(神戸常  
磐大学短期大学部口腔保健学科教  
授・同大学付属ときわ病院歯科口  
腔外科部長)  
関市に住民票がある65歳以上の方  
定100名「先着」  
申 8月13日(月)～9月13日(木)に、左  
記へ電話でお申し込みください。  
関やすらぎ対策課 高齢福祉係  
0739(26)4910

上級救命講習会の受講者を募集  
します

日 9月8日(土) 9時～17時頃  
場 田辺消防署3階「講堂」  
関中学生以上の方  
定20名程度「先着」  
関筆記用具  
関服装 動きやすい服装  
申 8月31日(金)までに、下記へ電話  
でお申し込みください。  
関その他 事前学習として、ホー  
ムページ内の「eラーニング救命  
講習」をご覧ください。

市有地を売却します

左記の土地を、一般競争入札に  
より売却します。

■所在 上野字洞1094-2  
雑種地 1556㎡

■最低落札価格 210万円

関 9月20日(金)までに、申込書に必  
要事項をご記入の上、左記へ直接  
お持ちください。申込書は左記で  
配布するほか、ホームページから  
も取得できます。

■入札日時 9月25日(火) 13時30分  
■入札会場 庁舎別館3階「大会  
議室」

関農業振興課 農政係(庁舎別  
館2階)

0739(26)9930

http://www.city.tanabe.  
lg.jp/nougyou/index.html

◇各行政局産業建設課  
19ページ参照

農作物鳥獣害防止対策事業(防  
護柵設置)を一部補助します(2  
次募集)

関野生鳥獣による農作物等への被  
害を防止するため、農作物鳥獣害  
防止対策事業(防護柵設置)を実  
施する農林業従事者等に対し、資  
材費の一部を補助します。

関市在住の方が農地に防護柵及び  
防護ネットを設置する場合の資材  
費(労務費は除く)

※防鳥ネットについては、園地全  
体を覆うものに限る。

※交付決定前に着手すると事業対  
象外となります。

※年間で1人1申請のみとなりま  
す。(対象事業費範囲内での複数  
箇所の申請は可)

■補助金額 事業費(資材費)の  
2分の1以内  
◇事業費上限30万円～下限3万円  
(補助金額15万円～1万5000  
円)

◇イノシシ・シカ用1m当たり  
800円以内(補助金額400円  
以内)

◇サル用1m当たり2500円以  
内(補助金額1250円以内)

◇防鳥ネット10a当たり  
5万4000円以内(補助金額  
2万7000円以内)

■その他 原則として5年以上の  
使用に耐えるもの

関 9月4日(火)～10月31日(水)に、申  
請書類を左記へ直接提出してくだ  
さい。申請書類は、左記で配布し  
ています。

※予算の上限に達した場合は受付  
を終了します。

関農業振興課 農政係(庁舎別

館2階)

0739(26)9930

◇各行政局産業建設課

19ページ参照

みんなであちづくり補助金の2  
次募集をします

【施設整備補助(ハード事業)】

■補助対象事業 4月1日～平成  
31年3月31日に民間が所有する用  
地に公共性の高い施設等を整備す  
る事業

■補助金額 補助対象経費の4分  
の3以内(上限100万円)

【事業実施補助(ソフト事業)】

■補助対象事業 4月1日～平成  
31年3月31日に実施する公益に寄  
与する地域づくり事業

■補助金額 補助対象経費の2分  
の1以内(上限50万円)

【共通要項】

関市内で地域づくりに取り組む、  
市民により組織された団体

関 8月1日(水)～31日(金)に、所定の  
申請書に必要書類を添えて、下記  
へ直接お持ちください。申請書は  
下記で配布するほか、ホームペー  
ジからも取得できます。

【注意事項】

補助対象とならない団体・事業・  
経費があります。詳しくは下記へ

関市消防本部警防課

0739(22)0119

http://www.city.tanabe.  
lg.jp/shoubo/index.html

消費税軽減税率制度説明会を開  
催します

2019年10月から導入される  
消費税の軽減税率制度の概要や、  
それに伴う記帳方法の変更等の説  
明会を次のとおり開催します。

日時 9月6日(木) 13時30分～15時  
30分

場 田辺商工会議所3階「会議室」  
定50名程度「先着」

申 8月28日(火)までに、田辺商工会  
議所若しくは田辺納税協会へ電話  
又はFAXでお申し込みください。  
※無料駐車場はありません。

関田辺商工会議所

0739(22)5064

FAX 0739(25)2783

◇田辺納税協会

0739(22)0940

FAX 0739(24)8950

◇田辺税務署

0739(22)1250

お問い合わせください。

関自治振興課 市民活動係(本  
庁舎3階)

0739(26)9911

http://www.city.tanabe.  
lg.jp/jichi/index.html

◇各行政局総務課

19ページ参照

田辺観光ボランティアガイドの  
会の会員を募集します

田辺観光ボランティアガイドの  
会では、一緒に活動していただい  
ける仲間を募集しています。

田辺の素晴らしさを広く紹介す  
ることを目的に、市街地ウォーク  
ガイド、田辺市観光センター内  
の案内業務、自主企画のウォーク  
(田辺祭お宿巡り、梅林ウォーク、  
再発見田辺ウォーク)等を行って  
います。

募集は随時行っていますが、9  
月から研修を始めますので、是  
非、8月31日(金)までに応募くだ  
さい。詳しくは、左記へ問い合  
わせください。

関田辺観光ボランティアガイドの会  
0739(25)4919



和歌山県下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験を行います

11月18日

和歌山県民文化会館（和歌山市小松原通り一丁目1）

8月27日～9月7日、申込書を左記へ直接お持ちください。申込書は、8月13日～9月7日

金まで、左記又は県庁下水道課・県下水道公社及び各振興局で配布しています。また、10月27日に同会場希望者に受験講習を実施します。環境課生活排水係（本庁舎2階）

0739（26）9927  
和歌山県下水道協会  
073（435）1093

自衛官を募集します

日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項の規定に該当しない方で、次のとおり。

自衛官候補生 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の方。  
防衛大学校学生及び防衛医科大学校学生（医学科、看護学科）  
平成31年4月1日現在、18歳以上21歳未満の高等学校卒業生又は高等学校卒業見込みの方。

事業者用分別指定袋の取扱いを行います

10月～平成31年3月末までの6か月分の事業者用分別指定袋購入申請の取扱いを行います。購入には、事業者本人又は代理人の方が、ごみ処理手数料をお持ちの上、取扱場所へお越しください。

購入できるごみ袋のセット数  
①燃えるごみ 11セットまで  
②資源ごみ・プラスチックごみ・埋立てごみ 合計4セットまで

※②は4セットの枠内で任意に選択し、購入することができます。

※ラベルの取れないものはそのままでもかまいません。

きちんと分別してそれぞれのボックスに入れてください。

家庭から出るものが対象です。回収ボックスはいつでも利用できますが、ご近所の迷惑にならない時間帯に出してください。

拠点回収場所へのごみの出し方について

市では、ごみの減量やリサイクルを推進するため、資源類の拠点を

各種目及び受付期日・試験日・試験場所

| 種目             | 受付期日 | 試験日（1次）        | 試験場所                   |
|----------------|------|----------------|------------------------|
| 自衛官候補生（任期制コース） | 男子   | 9月27日（金）まで     | 市民総合センター               |
|                | 女子   | 9月28日（金）まで     | 和歌山県民文化会館              |
| 防衛大学校          | 推薦   | 9月5日（水）～7日（金）  | 防衛大学校                  |
|                | 総合選抜 |                |                        |
| 防衛医科大学校        | 一般   | 9月5日（水）～28日（金） | 11月3日（土）<br>11月4日（日）   |
|                | 医学科  |                | 10月27日（土）<br>10月28日（日） |
|                | 看護学科 |                | 10月20日（土）              |

※随時、個別説明実施中（要予約）  
※一般曹候補生及び航空学生についても、9月7日（金）まで受付中  
自衛隊和歌山地方協力本部 田辺地域事務所  
0739（24）6219

海上保安官（幹部候補）を募集します

1次試験日 10月27日（土）、28日（日）

試験会場 和歌山市内等

8月23日（木）～9月3日（月）に、左記インターネットでお申し込みください。受験資格等詳しくは左記へお問い合わせください。

田辺海上保安部管理課  
0739（22）2002  
http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyo/top.html

2019年度ごみ収集カレンダーへの広告を募集します

■枠の大きさと金額 収集日程を掲載したページの12月・1月を除く下段の10枠



1枠を1広告とする場合（縦35mm×横130mm）1万6200円  
2枠を1広告とする場合（縦35mm×横270mm）3万2400円  
8月1日（水）～31日（金）に申請書を下記へ直接お持ちください。申請

児童扶養手当現況届の提出について

児童扶養手当を受給されている方は、8月31日（金）までに現況届を提出してください。（受給資格者には8月上旬に案内を郵送します。）受給から5年経過した方等は、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書と関係書類も提出してください。

現況届を未提出の場合は、8月分以降の手当の支給を受けることができません。

また、現況届を未提出のまま2年間経過すると、時効により受給権がなくなりますので、ご注意ください。

田市民課庶務年金係  
0739（26）9925



障害者（児）の方、扶養している方への手当制度について

下記手当を受給されている方

書は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。  
田辺市環境課施設業務係（市ごみ処理場）  
0739（24）6218  
http://www.city.tanabe.lg.jp/seisou/index.html

『里親』を「存じ」ですか？

里親とは、様々な事情によって家庭で暮らせない子供たちを、温かい愛情と理解を持って育ててくださる方のことです。18歳までの子供を育てる養育里親のほか、週末や月1回の里親、夏休み等長期休みの季節里親があります。「里親支援センター ほとと」では、里親についての説明を随時行っています。まずは、『里親』について知ってください。ご連絡をお待ちしています。

【里親相談会】

9月5日（水）、9日（日）  
10時～12時  
上富田文化会館1階「会議室」（上富田町朝来758-1）

各日程の1週間前までに、左記へ電話又はFAXでお申し込みください。

田辺市親支援センター ほとと

0739（34）2735  
FAX 0739（47）6645

は、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ8月31日（金）までに現況届を提出してください。（事前に案内します。）  
提出されない場合、8月分以降の手当を受給することができなくなりますのでご注意ください。

| 手当の種類    | 対象                                                                                                    | 支給額（月額）                    |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 特別障害者手当  | 在宅で重度の重複障害（国民年金法における1級の障害が重複する程度等）により、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方。（医療機関に継続して3か月を超えて入院している方は対象外。）所得制限あり。 | 2万6,940円                   |
| 障害児福祉手当  | 在宅で重度の障害（身体障害者手帳1級程度等）により、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方。所得制限あり。                                           | 1万4,650円                   |
| 特別児童扶養手当 | 在宅で身体や知的又は精神が中程度以上の障害の状態にある20歳未満の児童を養育している方。所得制限あり。                                                   | 1級:5万1,700円<br>2級:3万4,430円 |

田辺市障害福祉室（総合センター1階）  
0739（26）4902



限度額適用認定証が必要な方は  
申請をしてください

国保では、入院や高額な外来診療を受ける場合に、医療機関等の窓口での支払いが一定の金額にとどめられる高額療養費の限度額適用認定証を、申請により交付しています。

限度額適用認定証は、8月に切替えとなりますので、入院等で引き続き必要な方は、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で申請をしてください。申請した月の初日から適用となります。

なお、8月からは、現役並み所得者区分の細分化に伴い、70歳以上の現役並み所得者（自己負担3割）で住民税課税所得が380万円未満の被保険者も、限度額適用認定証を、申請により交付することになりました。

■申請に必要なもの

◇該当者の国保被保険者証

◇世帯主の印鑑

◇個人番号カード又は通知カードと本人確認書類

※国保税を滞納している場合は、限度額適用認定証を交付できません。

閩保険課庶務係

☎0739（26）9924

医療費助成制度のお知らせ

現在、助成を受けていない方で次の助成制度の対象であると思われる方は、下記へお問合せください。

【子ども医療費助成制度】

◇保険診療の自己負担分を助成

※小中学生の通院にかかる保険診療の自己負担分の助成は、平成29年10月1日以降診療分から対象

◇中学校卒業まで（15歳到達日以後、最初の3月31日まで）の子供（所得制限なし）

【ひとり親家庭等医療費助成制度】

◇保険診療の自己負担分を助成

◇配偶者のいない方等で、18歳以下（18歳到達日以後の最初の3月31日まで）の子供を扶養している方及びその子供（所得制限あり）

【重度障害者等医療費助成制度】

◇保険診療の自己負担分を助成

（身体障害者手帳3級の方は入院医療費のみ対象）

◇65歳までに身体障害者手帳（1～3級）又は療育手帳Aを取得された方、特別児童扶養手当1級を受給されている方（所得制限あり）

【老人医療費助成制度】

◇保険診療の自己負担分（3割）の3分の1を助成

◇67歳～69歳の方（収入制限の他、

受給資格要件あり）

【精神障害者通院医療費助成制度】

◇当該医療を受けた場合の1割自己負担分を助成

◇自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方

【各助成制度の受給者証をお持ちの方へ】

ひとり親家庭等医療、重度障害者等医療、老人医療の受給者証が8月1日⑧から新しくなっています。医療機関で受診されるときには、必ず新しい受給者証を健康保険証とともに提示してください。

なお、古い受給者証は、左記まで返却いただくか、裁断処分してください。また、過去5年間に県外で受診される等、医療費（保険診療分のみ）を支払っている場合は、払戻し申請ができますので、受診時の領収書・印鑑・振込先の分かるものをお持ちの上、左記でお早めに手続をしてください。

閩◇保険課医療係

☎0739（26）9926

◇各行政局住民福祉課19ページ参照

建設業退職金共済（建退共）制度からのお知らせ

建退共制度は、中小企業退職金

共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことを辞めたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

■加入できる事業者 建設業を営む方

■対象となる労働者 建設業の現場で働く人

■掛金 日額310円

■建退共から事業主の皆さんへお願い

◇共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。

◇「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退する時は、忘れずに退職金を請求するように指導してください。

閩独立行政法人勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 事業推進課

☎03（6731）2866



特別陳列「新収蔵品展」を開催します

回8月3日（金）～9月2日（日）

時9時30分～17時

場歴史民俗資料館（たなべる2階）

「企画展示室」

◇寄贈資料や発掘調査出土資料等、新たに資料館の宝となった資料を公開します。地域の歴史や文化財の魅力を再発見してみませんか。

【展示解説】

日時8月19日（日）13時30分～

◇担当職員が展示解説を行います。

閩文化振興課文化財係

☎0739（26）9943

お盆の精霊送りについてお願い

故人の御霊をお迎えするお盆が近付いてきました。この伝統のある行事をいつまでも続けていくためにも、市民の憩いの場である海浜等をきれいにするよう心掛けましょう。

市では町内会と連携を図り、例年精霊送り後の一斉清掃等環境美化活動に取り組んでいます。精霊送りの際は、次のことを守るとともに、地区の町内会にもご相談ください。

◇精霊送りの舟にバッテリーや乾

電池・電球等を積んで流すことは、環境汚染になりますので、船を流す前に必ず取り外しましょう。

◇海浜や河原では、送り火やお線香にとどめ、果物などのお供え物は自宅で処分しましょう。

◇田辺扇ヶ浜海水浴場内では、精霊送りはできません。

閩環境課環境対策係

☎0739（26）9927

国税に関する一般的なご相談は  
電話相談センターへ

■国税に関する一般的な電話 音声案内で「1」を選択してください

い。（電話相談センターへつながります。）

■税務署へのお問い合わせ、納付相談など 音声案内で「2」を選択してください。（税務署へつながります。）

※消費税の軽減税率相談に関するご相談は、音声案内で「3」を選択してください。

閩田辺税務署

☎0739（22）1250



主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1

☎0739-22-5300（代） ☎0739-22-5310

■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1

☎0739-26-4900（代） ☎0739-26-4914

■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376

☎0739-78-0111（代） ☎0739-78-0116

■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1

☎0739-64-0500（代） ☎0739-64-0966

■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1

☎0739-48-0301（代） ☎0739-49-0359

■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219

☎0735-42-0070（代） ☎0735-42-0239

■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1

☎0739-24-0011（代） ☎0739-24-7910

■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6

☎0739-24-6218（代） ☎0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910

■救急安心センター ☎#7119

休日急患診療

場田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）

◇内科、小児科系、歯科の応急診療

日時⑧ 9時～11時30分、13時～16時

（※小児科のみ、⑨18時～21時30分も診療を行っています。）

閩☎0739-26-4909



モバイル用  
ホームページ



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド  
「Q助」

市の人口  
（平成30年6月末現在）

|    |             | 前月比  |
|----|-------------|------|
| 男  | 35,206人     | (+2) |
| 女  | 39,493人     | (-4) |
| 計  | 74,699人     | (-2) |
| 世帯 | 35,399世帯    | (+7) |
| 出生 | 46人（男26女20） |      |





親子健康カレンダー

◇**4か月児健診** 8/6 ㊦＝田辺、22 ㊦＝本宮、23 ㊦＝大塔、28 ㊦＝田辺、9/6 ㊦＝田辺、13 ㊦＝龍神  
◇**7か月児健診** 8/7 ㊦＝田辺、22 ㊦＝本宮、23 ㊦＝大塔、31 ㊦＝田辺、9/5 ㊦＝田辺、13 ㊦＝龍神  
◇**11か月児相談** 8/3 ㊦＝田辺、22 ㊦＝本宮、23 ㊦＝大塔、24 ㊦＝田辺、9/13 ㊦＝龍神、14 ㊦＝田辺  
◇**1歳6か月児健診** 8/2 ㊦＝田辺、7 ㊦＝中辺路、23 ㊦＝田辺、9/6 ㊦＝龍神、12 ㊦＝大塔・田辺  
◇**2歳児相談** 8/7 ㊦＝中辺路、9 ㊦＝田辺、17 ㊦＝田辺、9/6 ㊦＝龍神、12 ㊦＝大塔  
◇**3歳6か月児健診** 8/1 ㊦＝田辺、7 ㊦＝中辺路、21 ㊦＝田辺、9/4 ㊦＝田辺、6 ㊦＝龍神、12 ㊦＝大塔  
◇**マタニティスクール** 8/3 ㊦＝田辺、24 ㊦＝田辺、9/14 ㊦＝田辺  
◇**パパママ教室** 9/9 ㊦＝田辺  
**場田辺**…市民総合センター、**龍神**…龍神保健センター、**中辺路**…中辺路保健センター、**大塔**…大塔健康プラザ、**本宮**…本宮保健福祉総合センター  
**問**時間など、詳しくは、対象者に送付している通知をご覧くださいか、健康増進課母子保健係（☎ 0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎ 19 ページ参照）までお問い合わせください。

8月の納税等

■**市県民税 普通徴収**…第2期分、**年金特別徴収**…8月徴収分、**給与特別徴収**…7月徴収分  
■**国民健康保険税 普通徴収**…第2期分、**特別徴収**…8月徴収分  
■**介護保険料 普通徴収**…第2期分、**特別徴収**…8月徴収分  
■**後期高齢者医療保険料 普通徴収**…第2期分、**特別徴収**…8月徴収分  
※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

施設の予約

【**生涯学習センター**】  
■**貸室** 11室  
（市民総合センター内の交流ホール・会議室・料理実習室など）  
☎平成30年11月分は9/3 ㊦から予約可  
☎生涯学習課 公民館係  
☎ 0739-26-4925

編集後記

▼初めてビール造りの設備を見せていただきました▼原材料や醸造工程での少しの違いでビールの味が変わるんですね▼いろんな種類のビールが飲みたくなりました▼（イケマサ☆）

**有料広告** 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 広 告

1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

有 料 広 告

1 枠単独（縦 46mm × 横 85mm）

有 料 広 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

|                                                  | 相談日（予約受付）                                                                                                            | 時間                                        | 相談場所等                                                                                              | 問合せ                                          |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 市民法律相談<br>（対象は市民の方で先着8名。相談日の正午までに要予約）            | 8/20 ㊦（8/ 7 ～）・倉谷弁護士<br>8/27 ㊦（8/21 ～）・山本弁護士<br>9/ 3 ㊦（8/28 ～）・中松弁護士<br>9/10 ㊦（9/ 4 ～）・鈴木弁護士<br>9/18 ㊦（9/11 ～）・木戸弁護士 | 14 時 ～ 16 時<br>の うち、 1 人<br>15 分間         | 社会福祉センター<br>3 階「相談室」<br>（本庁舎東隣3 階）                                                                 | 自治振興課<br>市民生活係<br>（本庁舎3 階）<br>☎ 0739-26-9911 |
| 市民相談                                             | 平日                                                                                                                   | 8 時 30 分～<br>17 時 15 分                    | 右記                                                                                                 |                                              |
| 行政相談                                             | 8/3 ㊦・松本淳                                                                                                            | 13 時 30 分～<br>15 時 30 分                   | 龍神行政局                                                                                              |                                              |
|                                                  | 8/17 ㊦・中村恒夫                                                                                                          | 10 時～11 時                                 | 中辺路行政局                                                                                             |                                              |
|                                                  | 8/22 ㊦・佐田俊知                                                                                                          | 13 時～15 時                                 | 大塔行政局                                                                                              |                                              |
|                                                  | 8/28 ㊦・那須正治<br>（☎ 090-4640-3142）                                                                                     | 13 時～15 時                                 | 社会福祉センター<br>3 階「相談室」                                                                               |                                              |
|                                                  | 8/28 ㊦・折戸富子                                                                                                          | 13 時～15 時                                 | 本宮行政局                                                                                              |                                              |
| 消費生活相談                                           | ㊦㊦㊦㊦・消費生活相談員                                                                                                         | 13 時～16 時                                 | 自治振興課 市民生活係（本庁舎3 階）<br>◇相談専用 ☎ 0739-34-2460<br>消費者ホットライン ☎ 188                                     |                                              |
| 人権・登記・相続相談<br>（人権相談は平日に対応。登記相談は事前に要問合せ。法務局でも相談可） | ① 8/ 3 ㊦・人権擁護委員、法務局職員<br>② 9/ 6 ㊦・人権擁護委員（人権相談のみ）                                                                     | 13 時 30 分～<br>15 時 30 分<br>※ 受 付 は 15 時まで | ①龍神行政局<br>②市民総合センター2階「会議室1」                                                                        | 法務局 田辺支局<br>（文里一丁目11-9）<br>☎ 0739-22-0698    |
| 女性電話相談                                           | 平日・女性相談員                                                                                                             | 9 時～12 時                                  | ◇相談専用 ☎ 0739-26-4919                                                                               |                                              |
| 生活相談<br>（生活困窮者自立支援）                              | 平日・相談支援員                                                                                                             | 8 時 30 分～<br>17 時                         | 生活相談センター（市民総合センター1 階）<br>☎ 0739-33-7641                                                            |                                              |
| 愛あい子育て相談                                         | 平日                                                                                                                   | 8 時 30 分～<br>17 時 15 分                    | 地域子育て支援センター愛あい<br>（もとまち保育所内）☎ 0739-22-9285<br>※「愛あいルーム」での面接相談可                                     |                                              |
| 家庭児童相談                                           | 平日                                                                                                                   | 8 時 30 分～<br>17 時                         | 家庭児童相談室（市民総合センター1 階）<br>☎ 0739-26-4926                                                             |                                              |
| 介護相談                                             | 平日                                                                                                                   | 8 時 30 分～<br>17 時 15 分                    | やすらぎ対策課 地域包括支援センター係<br>（市民総合センター1 階）<br>☎ 0739-26-9906<br>※認知症については、第1㊦10 時～12 時に「よりみちサロンいおり」でも相談可 |                                              |
| ひきこもり相談<br>（窓口に来られる場合は要予約）                       | 平日                                                                                                                   | 8 時 30 分～<br>17 時 15 分                    | 健康増進課 健康管理係<br>☎ 0739-26-4901<br>◇相談専用 ☎ 0739-26-4933<br>✉ shc@city.tanabe.lg.jp                   |                                              |
| 妊娠期から出産、子育て相談<br>（原則、就学前まで）                      | 平日<br>※㊦は助産師による相談可                                                                                                   | 8 時 30 分～<br>17 時 15 分                    | 母子健康包括支援センター「たなっこ」<br>（市民総合センター2 階）<br>◇相談専用 ☎ 0739-33-7115<br>✉ kenkou@city.tanabe.lg.jp          |                                              |
| いじめホットライン                                        | 平日                                                                                                                   | 9 時～16 時                                  | ◇相談専用 ☎ 0739-26-3224<br>◇いじめ相談ダイレクトメール<br>✉ ijime110@city.tanabe.lg.jp                             |                                              |
| 不登校・いじめ・教育相談                                     | 平日                                                                                                                   | 9 時～16 時                                  | 教育研究所（本庁舎北隣2 階）<br>☎ 0739-25-1511                                                                  |                                              |
| 外国人相談（English）<br>（事前に要問合せ）                      | ①㊦～㊦<br>②㊦                                                                                                           | ①9 時～17 時<br>②9 時～12 時                    | 国際交流センター ☎ 0739-33-9019                                                                            |                                              |



## ジェンの ぽの ぽの たなべ散歩

ALOHA！  
国際交流員の  
ジェンです♪



### 第29回 お別れの「ジェンのぽのぽのたなべ散歩」

Aloha! この3年近く、「ジェンのぽのぽのたなべ散歩」を読んでくださりまして、ありがとうございました。多くの方から毎月楽しみに記事を読んでいると聞いて、すごくうれしかったです。残念ながら、今回が最後の記事となります。私はハワイに帰り、秋には東京で国際関係の仕事と東京オリンピックのボランティアをする予定です。

田辺市に来てから28回の記事を書き、たくさん楽しい思い出を作りました。アメリカで経験できないこと、田辺市の美しい景色を見たり美味しい食べ物を味見したこと、地元の祭りに参加したこと、ハワイの文化を皆さんに教えられたこと。たくさんの初めての体験を経験しながら田辺市のことを学び、地元の温かい方たちに出会うことができてとてもうれしかったです。

田辺市は素敵な場所で、心から愛しています。ハワイと東京でも、田辺市の良さを伝えたいと思っています。たくさんの方たちに支えられ、守られ、応援してもらって、とても幸せでした。皆さんに感謝しています。ありがとうございました。田辺市で作った思い出は私の宝物です。また遊びに来ます。また会いましょう！ Mahalo!



## たなべスマイル



若者が自分の価値を  
発揮できる場所づくりを



ゆうすけ  
川端 佑典 さん

本宮町本宮  
一般社団法人 kumano.co 代表  
(☎ 0735-30-0878)

4月に大阪から移住し、5月から飲食店をオープンしました。田辺市へ初めて来たのは、大学のゼミの活動で市の大学連携事業に参加したときです。そのときに「地元の方がすごく面白いしかっこいい！」と憧れ、とにかくこの地で何かやりたいと思いました。地元の方に「外国人観光客が増えているが、夜ご飯を食べるところがなく困っている」と聞いたので、この課題解決のために夜もやっている飲食店を始めようと決めました。現在、お客さんの6～7割が外国の方です。

くまのこ  
kumano.coのcoは『仲間』という意味。若者の自己実現を目指すとともに、熊野の魅力発信に取り組んでいます。高齢化がどんどん進んでいるこの街だからこそ、多くの若者に来てもらい、やりたいことに挑戦しながらも「熊野」というかけがえのない文化を伝えていく存在になってほしいと思っています。仲間募集中！ 地元の方々はみんな温かく受け入れてくれますよ。



## 青春キラリ！高校生レポーター



### アユ釣り と 足湯掘り

写真・文 田辺高校 浦 ひかり

今回私は、川湯温泉でアユ釣り体験と足湯掘り体験をしました。私は、釣りをするのが初めてだったので、ベテランの方に手順を一から説明してもらい、約9メートルもの長さがある竿を使いました。何も知らない私に丁寧に教えてくださり、地元の方の温かい心に触れることができました。2匹のアユが釣れ、いつ掛かるか分からない緊張感と掛かったものの釣り上げることができなかった時の悔しさなど、釣りの魅力を感じることができました。

足湯掘りでは、当初私は相当深いところまで掘らないと温泉が湧かないと思っていたのですが、ちょっと掘るだけで少し熱いと感じるまでのお湯が湧いてきました。大自然の中で自分たちで掘った足湯につかり一息つくというのは、都会にはない川湯温泉ならではの魅力だと思います。皆さんもこの夏、川湯温泉に是非お越しください。

## 備えて 安心！ 防災コラム



### 第51回 日頃からの備えを！

6月18日に大阪府北部で発生した地震では、本棚や家具等の転倒や、ブロック塀の倒壊により死傷者が発生しました。

また、熊本地震や阪神・淡路大震災などの大地震でも多くの方が住宅の倒壊に加え、倒れてきた家具の下敷きになって尊い命を失ったり、けがを負いました。

災害はいつ発生するか分かりません。近い将来発生すると予想されている「東海・東南海・南海3連動地震」や「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、大きな揺れが襲い、室内の家具が倒れ、いざ避難しようとしたときに家具が出

口を塞ぐようなことにもなります。

地震から命を守るため、家具の転倒防止やブロック塀の安全対策は非常に大切です。まずは身近なところから、家族で防災対策を実践しましょう。

市では、ご自身で家具などの固定が困難な高齢者や要配慮者世帯を対象にした家具の転倒防止金具の取付費用やブロック塀の安全対策に係る費用の補助制度を設けています。

お気軽にお問い合わせください。





## 図書館へ行こう



司書のおすすめ！新着図書



**国宝の解剖図鑑**  
著／佐藤 晃子  
発行／エクスナレッジ

全国にある絵画や彫刻、建造物等の国宝を取り上げ、縦・横・斜めから、その見どころや隠された部分等について図解を使って解説。



**なぜこうなった？あの絶景のひみつ**  
文・構成／増田 明代  
発行／講談社

世界の「絶景」は、46億年を生きてきた地球が作り出したものです。さあ、扉を開いて、発見と驚きの旅に出掛けましょう。

### ひとことコラム

夏祭り等の装いとして浴衣姿は、風情のあるものです。この浴衣の歴史を紐解くと、平安時代にまで遡り、貴族が蒸し風呂に入る時に着た「湯帷子」が始まりとされています。この帷子は、麻の着物のことですが、江戸時代に綿の浴衣が作られ、幅広く着られるようになりました。図書館には、浴衣に関する図書も所蔵していますので、是非浴衣で、ご来館ください。(雄)

### 休館日

本館＝毎週⑨、8/23㊟(整理日)  
龍神分室＝第1・3㊟、第1・2・3㊟、8/11㊟㊟  
中辺路分室＝毎週⑨、8/11㊟㊟、25㊟  
大塔分室＝第1・2・3㊟、毎週⑨、8/11㊟㊟  
本宮分室＝毎週㊟㊟、8/11㊟㊟

※移動図書館の運行日時は、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。  
図 市立図書館 ☎ 0739-22-0697 🌐 <http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html>

お子さんと一緒に  
おはなしのコーナー

### ★おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居など(対象：4歳くらいから)  
本館＝8/5・12・26、9/2 全㊟(11時～)  
中辺路分室＝8/18㊟(10時30分～)

### ★おはなしのじかん

おはなしやわらべうたなど(対象：小学生以上)  
本館＝8/4㊟、9/1㊟(11時～)

### ★おはなしタイム

おはなしや絵本の読み聞かせなど(対象：4歳くらいから)  
本館＝8/25㊟(11時～)

### ★ひよこタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：0～2歳くらい)  
本館＝8/15㊟(11時～)

### ★こぐまタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：2～3歳くらい)  
本館＝8/15㊟(11時30分～)

### ★おはなしランド

おはなしや絵本の読み聞かせなど(対象：4歳くらいから)  
本館＝8/17㊟・18㊟・19㊟・21㊟・22㊟(11時30分～)

### 開館時間

本館＝㊟～㊟9時30分～19時30分  
㊟・㊟9時30分～18時  
分室＝9時～17時  
※龍神分室は、㊟～㊟20時まで時間延長あり。

## 我が家の愛ドル ～8月生まれ～



久保 <sup>ほのか</sup>穂華ちゃん(2歳)  
家族皆にいつも癒しを与えてくれてありがとう☆  
しっかりものの穂華ちゃん、元気にすくすく育ってね♪



古久保 <sup>ひまり</sup>陽葵ちゃん(3歳)  
3歳の誕生日おめでとう♪  
毎日スクスク元気に育ち(\*^▽^\*)  
よくしゃべるようになって益々面白いひまりん♪  
大好きよ♥  
パパ、ママより



山本 <sup>このみ</sup>果実ちゃん(1歳)  
Happy birthday ☆  
元気に育ってね♡



中田 <sup>あいこ</sup>明唯子ちゃん(1歳)  
バイバイと歩くの上手ですね。  
かわいいよ、大好き過ぎる！  
二人のお兄ちゃんより

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん(就学前まで)の写真を募集しています。氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメント(50字まで)を添えてください。9月生まれのお子さんの締切りは、8月10日㊟です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。  
■宛先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広聴広報係 ✉ [kikaku@city.tanabe.lg.jp](mailto:kikaku@city.tanabe.lg.jp)



## すくすく子育てクラブ

### 第60回 親子のスキンシップ



はやざと保育所  
横矢 ゆり

現在は日々の生活が便利になり、子育てについても携帯やパソコンを見れば何でも調べることのできる情報社会です。

世の中がどんどん便利になっても変わらず大切なものはたくさんあります。親子のコミュニケーション、スキンシップもその中の一つです。生まれて間もない赤ちゃんを抱っこして目を見て優しく言葉を掛けるさりげない関わりは、この世に生まれて最初に「人を好きになる」という人と人とのつながり、信頼関係の始まりです。

昔から伝えられている伝承遊びは子供の心を豊かにする宝箱です。「いないいないばあ」は

大好きな人の顔が隠れても必ずまた見える遊びです。それは絶対的な安心感を味わえますので何度繰り返しても子供たちは喜び笑います。

子供たちと過ごす時間の中で少しでもいいので触れ合いを楽しみませんか？指先で、手のひらで小さな体に触れてみてください。

スキンシップは子供の異変に気付くことができます。筋肉だけでなく、心もほぐれます。また、幸せホルモン(オキシトシン)も分泌されると言われています。親子のスキンシップで良い事が生まれ、笑顔が増える毎日を、子供たちと一緒に過ごせたらうれしいですね。





## 夏だ！海だ！ みんな一緒に楽しもう

7月1日㊤、田辺扇ヶ浜海水浴場で海開きがあり、安全祈願神事が行われました。小学生や大学生など多くの方が、一斉に海に飛び込み、とても気持ち良さそうに水遊びを楽しみました。

18日㊤～20日㊤は、「南紀田辺ビーチサイドドルフィン in 扇ヶ浜」のプレオープンが行われ、市内の保育所、幼稚園児が参加しました。イルカふれあいイベントは8月19日㊤まで行われます。他にも SUP YOGA や扇ヶ浜まつりなどイベントが盛りだくさんです。



7月3日㊤、熊野本宮館の入館者が100万人を達成。シンガポールから家族で訪れた達成者のイー・フエイ・ミンさんは「今日は本宮館から湯の峰温泉まで歩きます」と話しました。



7月14日㊤、塾生11名が参加し、たなべ未来創造塾〈第3期〉の第1回講義が行われました。それぞれの企業が抱える課題や企業のあり方などについて話し合いました。

## 笑顔が彩るまちのたより みんなの彩時記

### いろいろな文化を 楽しみながら友達に♪

7月14日㊤、市民総合センターで、『HAWAIIAN T-cafe』が開催されました。

午前中は田辺高校の生徒と地元在住の外国人と一緒にハワイの料理などを作り、交流を深めました。午後からはハワイのレイ作りやハワイの海をイメージした置物作り、書道や折り紙など、様々な体験コーナーのほか、ラジオ体操やフラダンス体験もあり、子供から大人まで異文化交流を楽しみました。参加した女の子は「おりがみコーナーが一番楽しかった」と話してくれました。



7月7日㊤、紀南文化会館「小ホール」で青少年健全育成市民大会が開催され、感謝状の贈呈や、東陽中学校合唱部と明洋中学校吹奏楽部によるジョイフルコンサートが行われました。



7月17日㊤、市長ふれあい訪問で中辺路を訪問し、地区の住民や地域団体の方との市政報告・懇談会が行われました。また、囲碁ボールを行うなど地域の方との交流を深めました。